

社会福祉事業の経営者が所有し、かつ、その本来の事業の用に供する 自動車にかかる自動車税の課税免除について

1. 対象自動車

社会福祉法による社会福祉事業の経営者が所有し、かつ、その本来の事業の用に供している自動車

社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）の場合は、登記事項証明書に「第一種社会福祉事業」または「第二種社会福祉事業」の記載が必要。

介護老人保健施設の場合は、登記事項証明書に「第二種社会福祉事業を行う」旨の記載が必要。

2. 申請期限・申請場所

	既所有車	新規登録(取得)車
申請期間	課税免除事由の発生後	自動車登録(取得)時
申請場所	自動車を管轄する県税事務所	自動車取得税審査課

課税免除が認められると、事業状況または抹消や移転登録等、自動車状況に変更がない限り課税免除が継続されます。

年度途中で課税免除に該当することとなった場合、課税免除に該当することとなった日の属する月の翌月分から月割りで課税免除処理を行います。

3. 課税免除申請に必要な書類

- (1) 課税免除申立書（兵庫県のホームページからも入手できます。）
- (2) 登記事項証明書（写）（申請日からおおむね3ヶ月以内のもの）
- (3) 車体に施設名等のロゴが記載されていることが分かる写真（車体の形状により省略できる場合があります。）
- (4) 施設の設置認可書（写）（施設を設置し、その施設で車を使用する場合のみ）
- (5) 介護保険等の指定通知書（写）（所有者が社会福祉法人以外の場合）
- (6) 自動車検査証（写）

4. 対象となる事業およびサービス種類の主なもの

社会福祉法に規定する事業	指定通知書の「サービス種類」欄に記載の事業名
障害児通所支援事業	児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業など
障害児相談支援事業	障害児支援利用援助事業など
老人居宅介護事業	訪問介護事業、介護予防訪問介護事業など
老人デイサービス事業	通所介護事業、介護予防通所介護事業など
老人短期入所事業	短期入所生活介護事業など
小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業など
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護事業など
障害福祉サービス事業	生活介護事業、就労継続支援A型(B型)事業など
一般(特定)相談支援事業	一般(特定)相談支援事業
移動支援事業 など	移動支援事業

介護保険の対象ではあるが、社会福祉法による社会福祉事業ではないため、課税免除の対象外となる事業例

居宅介護支援事業、介護予防支援事業、訪問入浴介護事業、介護予防訪問入浴介護事業、訪問看護事業、通所リハビリテーション事業、地域密着型特定施設入居者生活介護事業、福祉用具貸与事業など